

令和6(2024)年度栃木県青年農業者海外短期派遣研修実施要領

1 目的

農業後継者育成確保基金を活用し、明日の本県農業を担う青年農業者を対象に、海外の先進農業施設や農業政策等の調査研修を行い、国際的な視野をもって地域発展に貢献できる人材を育成する。

2 主催

公益財団法人 栃木県農業振興公社

3 後援

栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会、一般社団法人栃木県農業会議、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、公益社団法人栃木県畜産協会、栃木県土地改良事業団体連合会、栃木県農業者懇談会

4 派遣時期

令和6(2024)年10月10日(木)～10月17日(木)までの8日間

5 派遣国

オランダ、ドイツ

6 派遣人員

12名程度

7 派遣研修の主な内容

EUの共通農業政策(CAP)の研修、グリーンツーリズムや環境保全型農業に取り組む先進的経営体(青年農業者との意見交換)、農作業体験、スマート農業に取り組む先進的経営体(酪農、いちご、花き)等

8 日程

別紙のとおり(研修日程は都合により変更あり)

9 応募者の資格

下記の要件を全て満たしている者

- (1) 令和6(2024)年4月1日現在、18歳から44歳で、かつ、栃木県内に就農している者若しくは将来的に栃木県内へ就農することに強い意欲を持っている学生等(高校生は除く)で、研修後に農業の担い手として期待できる者であり、市町長の推薦を受けた者。
- (2) 農業や農業政策に関する知識や技術の習得に積極的で、研修後に地域においてその成果の普及啓発に努める者。
- (3) 心身ともに健康で協調性に富み、計画に従って規律ある団体行動ができる者。
- (4) 過去に公費による海外研修等に参加した者にあつては、研修終了後2か年を経過していること。

1 0 応募の方法及び手続き

- (1) 研修希望者は、研修参加申込書（別紙様式－1号）に必要事項を記入し、原則として本人の居住する市町（農政担当課）に、農業法人勤務者にあつては法人所在地の市町（農政担当課）に、令和6(2024)年8月2日（金）までに申し込む。
- (2) 申し込みを受理した市町は、(1)で提出された書類に推薦書（別紙様式－2号）を添えて令和6(2024)年8月9日（金）までに、所管農業振興事務所長に提出する。
- (3) 農業振興事務所長は、(2)で提出された書類に意見書（別紙様式－3号）を添えて令和6(2024)年8月20日（火）までに、公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

1 1 研修生の決定

- (1) 理事長は、推薦書及び意見書等を基に書類審査により研修生を決定する。
但し、研修希望者が定員を超えた場合は面接等を下記12の選考会において実施する。
- (2) 理事長は、研修生を決定した場合、研修希望者及び関係機関に通知する。
- (3) 通知を受けた研修生は、研修参加誓約書（別紙様式－4号）を事前研修会までに理事長に提出しなければならない。
- (4) 研修生として決定された者が、派遣前及び派遣の途中において研修生として不適当と認めるときは、研修生としての資格を取り消すことがある。
- (5) 派遣の途中に研修生としての資格を取り消された者は別に定めるところにより処理する。

1 2 今後の予定

区 分	月 日	場 所	内 容
研修生選考会	令和6(2024)年 8月28日（水）	宇都宮市内	面接等、定員超過の場合
第1回事前研修会	令和6(2024)年 9月6日（金）	宇都宮市内	自己紹介、研修概要説明、研修テーマ決定等
第2回事前研修会 結団式	令和6(2024)年 9月27日（金）	宇都宮市内	各国農業事情、研修上の諸注意
事後研修会 解団式	令和6(2024)年 11月15日（金）	宇都宮市内	研修の成果及び今後の取組

1 3 報 告

研修生は、研修の成果を別に定めるところにより理事長に報告するものとする。

1 4 研修負担金

(1) 研修負担金は、450,000 円とする。

研修負担金には、交通費および諸税、宿泊代、サービス料、食事代、視察研修費、海外旅行傷害保険代等が含まれる。

(2) 研修負担金は令和 6(2024)年 9 月 25 日(水)までに下記口座に振り込むものとし、振込手数料は研修生の負担とする。

(3) 研修負担金には、本人の責に帰すべき疾病、事故等による治療費は含まれない。

(4) 振込先

振込先金融機関	足利銀行 宇都宮西支店
口 座 番 号	普通預金 2 5 8 0 1 7 5
名 義 人	農業青年海外派遣研修実施委員会 事務局長 佐藤 雅彦 (サトウ マサヒコ)
住 所	宇都宮市一の沢 2 - 2 - 1 3 (栃木県農業振興公社内)

1 5 その他

(1) 本要領のほか必要な事項については、別に定めるものとする。

(2) 本研修事業の旅行業務については、旅行会社に委託する。

(3) 本研修事業に要する経費の一部については「農業後継者育成確保基金」から支援する。